

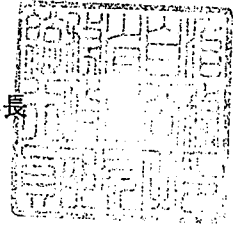
総 行 公 第 9 6 号

平成24年11月30日

各 都 道 府 県 知 事  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各 指 定 都 市 市 長  
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部長



平成25年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について

東日本大震災による被災市町村への人的支援につきましては、各地方公共団体において、被災市町村の事情をご理解いただき、厳しい行財政状況の下、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された被災市町村に対する職員派遣のための体制（以下「全国市長会・全国町村会派遣スキーム」という。）等において、積極的に対応していただいているところであり、改めて深く感謝申し上げます。

被災市町村においては、復興事業への重点的な職員配置、外部委託の活用、新たな職員の採用等の措置を講じ、懸命に復興事業を進めているところですが、復旧・復興事業を一層円滑に推進するためには、広範な職種にわたって職員の不足が避けられない状況にあり、平成25年度におきましても、全国の地方公共団体からの中長期的な職員の派遣が必要になっております。

このため、今般、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、別添1のとおり、職員の派遣依頼が行われました。

併せて、岩手県、宮城県及び福島県から各都道府県に対し、重点的に職員派遣をお願いしたい被災市町村を都道府県ごとに提示する形式の派遣要請が行われました。

各地方公共団体におかれましては、被災市町村の窮状をご賢察いただき、下記の事項にも留意し、被災市町村に対する人的支援について、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、被災市町村への職員派遣の検討に当たっては、都道府県、市区町村並びに各都道府県の市長会及び町村会において、情報交換を密に行っていただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

1. 派遣元となる全国の各地方公共団体においては、効果的な職員派遣のために以下の例をはじめとした様々な対応がとられているところであり（総務省のホームページを参照※）、こうした事例も参考にさせていただきながら、被災市町村のマンパワー確保の充実にご尽力願いたいこと。

①各都道府県の市区町村担当課や市長会・町村会が調整役となり、市区町村がローテーションを組んで派遣する。

②行政実務の経験がある退職した元公務員等を一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員として採用し、被災地方公共団体に派遣する。

③被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員を充てる。

2. 被災市町村が行う土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に係る被災市町村からの派遣要望については、引き続き、全国市長会・全国町村会派遣スキームにおいて取りまとめることとしていること。

なお、国土交通省からは、各都道府県等土木担当部局に対して別添2（文面が同じであるため、代表例として北海道開発局分を添付。）のとおりに、被災市町村への職員派遣についての協力依頼を行っていること。

3. 水産庁からは、各都道府県水産基盤整備事業担当に対して別添3（文面が同じであるため、代表例として北海道分を添付。）のとおりに、被災市町村への漁港関係職員の派遣についての協力依頼を行うこととしていること。

※総務省ホームページ「東日本大震災被災地方公共団体への職員派遣の取組例について」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000183942.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000183942.pdf)

#### [連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、小野寺

電 話 03-5253-5542

FAX 03-5253-5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp